

令和7年度版

魚津市 「ともにつくるまち」促進事業補助金

事業提案ガイドブック



事業提案募集期間は
令和7年4月1日(火)から
4月30日(水)正午まで
(地域協働課必着)

お問合せ先

魚津市役所 地域協働課 市民交流係

電話 0765-23-1131

メール: chiiki-kyodo@city.uozu.lg.jp

はじめに

魚津市「ともにつくるまち」促進事業は、第5次魚津市総合計画（令和3年度～令和12年度）の魚津市の将来都市像である「ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち魚津」の実現に向け、まちづくり目標として定めた「ともにつくるまち」「未来につなぐまち」「輝くまち」の内、新たな時代にふさわしい市民参画と協働の取組による持続可能な市政運営と地域づくりを進めるため、市民・地域・企業・行政などあらゆる主体が一丸となった「ともにつくるまち」を目指して実施するものです。

市民のみなさんの自由な発想を活かし、市民団体と魚津市が共同して、地域課題の解決や、地域活性化につながる事業を行うこととしています。

1. 対象となる事業と補助率等

補助金の対象となる事業は下記のとおりです。

- （１）課題解決型事業（地域の課題解決につながる事業）
- （２）地域活性化型事業（地域の活性化につながる事業）
- （３）連携型事業（提案団体が、他の団体、地域振興会、企業等と協働し、それぞれの特徴を活かして地域課題の解決や、地域の活性化を図る事業）

各事業の補助金の補助率等は表のとおりです。

事業	補助率	限度額
課題解決型事業	2 分の 1	30万円
地域活性化型事業	2 分の 1	30万円
連携型事業	3 分の 2	30万円

※1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

【ご注意！】

事業を補助金のみで行うことはできません。

※団体の自己資金や、その他の収入と合わせて実施することが必要な条件です。

2. 事業実施期間について

事業の実施期限は令和7年度内です。補助金の交付決定日以降、令和8年3月31日までに完了するものとします。

3. 応募資格について

魚津市内に本拠地がある、自治会、地域活動団体及び地域振興会並びに魚津市内で社会貢献的活動を行っているボランティア団体、NPO法人、企業等であって、次のすべての要件を満たす団体とします。

- (1) 5人以上の構成員で組織される団体で、その過半数が魚津市に住民登録されているものであること。
- (2) 組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有する団体であること。
- (3) 予算及び決算を適正に行っている団体であること。
- (4) 1年以上継続して活動している団体であること。
- (5) 事業の成果報告ができる団体であること。
- (6) 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 団体又は団体の代表者が、規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。

4. 事業の主な流れ

① 市民団体による事業の企画・立案



② 申請前の事前相談（※提案事業の内容や、必要な書類の確認等）

☆事業提案する際には、事前相談されることを強く推奨します。

また、相談に来られる際は、必ず事前にご連絡ください。

【連絡先】魚津市役所 地域協働課 (Tel 0765-23-1131)



③ 事業提案書類の提出 **【令和7年4月30日（水）正午まで】**



④ 市から提案団体へ選考会の案内



⑤ 選考会にて提案事業についてプレゼンテーション実施

（5月中旬～下旬を予定）

※選考委員は、市職員（部長級）及び市民代表（魚津市参画と協働のまちづくり推進会議委員）



⑥ 採択事業の決定（市から採択の可否について団体へ通知）



⑦ 提案事業が採択された場合は、団体から市へ補助金交付申請書類の提出



⑧ 市から団体へ補助金交付決定の通知

必要に応じて市へ補助金の概算払を請求



⑨ 事業実施



⑩ 事業実績報告書の提出

（事業完了後1か月以内、又は令和8年3月末までのいずれか早い日まで）

【事業完了】

5.事業提案に必要な書類

事業提案をする団体は、募集期間内につぎの書類を、魚津市役所地域協働課へ直接提出してください（※書類に不備が無いか確認をします。）

- （１）魚津市「ともにつくるまち」促進事業提案書（様式第１号）
- （２）事業計画書（様式第２号）
- （３）事業収支予算書（様式第３号）
- （４）提案団体概要調書（様式第４号）
- （５）定款、規約、会則等の写し
- （６）団体の前年度の収支決算書及び団体の活動内容がわかるもの
- （７）団体目的等についての誓約書（様式第５号）

各書式については、魚津市のホームページからダウンロードしてください。

なお、各書式の書き方等については７ページ以降に記載してありますのでご参照ください。

6.事業の対象となる経費について

対象となる経費は下記のとおりです。

項 目	内 容
賃金	事業実施のために必要な人件費（実施団体の構成員の人件費を除く。）。ただし、補助額の50％以内とする。
報償費	外部講師等への謝金
旅費	講師等の旅費、会議又は打合せのための交通費等
消耗品費	資料、事務用品等の購入費
燃料費	事業実施のために必要な車両のガソリン代等
食糧費	外部講師等の茶菓子代、事業に参加した者に提供する飲み物代等
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷製本費
通信運搬費	郵送料、宅配等の運搬用経費（通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限る。）
保険料	ボランティア保険、行事保険料等
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
使用料及び賃貸料	イベント会場使用料（団体事務所の賃借料を除く。）及び車両等の借上料
原材料費	事業に直接使用する原材料
その他経費	事業実施のために必要な上記以外の経費。ただし、事前に協議し、市長が特に認めたものに限る。

7.提案事業の審査等について

次の手順により審査等を行います。

- (1) 書類審査
- (2) 関係機関への意見聴取
- (3) 選考委員会による選考会の実施

※提案団体には、選考会において提案した事業のプレゼンテーションを行っていただきます。

＜選考委員＞

- ・魚津市参画と協働のまちづくり推進会議代表者（1名）
- ・魚津市職員（部長級5名）

8.事業の選考基準について

選考会では次の選考基準に基づいて選考を行います。

- (1) 応募資格の要件を満たしていること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 提案内容が陳情、要望又は財政的援助を主な目的としていないこと
- (4) 国、県及び魚津市の補助又は委託の対象となっていないこと。
- (5) 営利を目的とした事業でないこと。
- (6) 特定の団体の運営を主な内容とした事業でないこと。
- (7) 事業実施を伴わない調査又は研究事業でないこと。
- (8) 協働の役割分担が明確で、提案団体が実施することによって、効果的で質の高いサービスが提供できる事業であること。
- (9) 先駆的で新しい視点からの事業であること、又は既存事業の拡充が図られ、地域での活動の広がりが期待できる事業であること。
- (10) 公益的又は社会貢献的な事業であって、事業提案した団体と魚津市が協働して取り組むことによって地域課題の解決又は市民サービスの実現が図られると期待できること。
- (11) 実施体制が十分で事業を確実に実施できること。
- (12) 経費の積算等が適正であること。

9.補助金について

採択決定され、事業実施の対象となった団体は、事業の詳細について市と協議、調整を行っていただくとともに、補助金の交付申請をしていただきます。補助金の交付決定後に、事業に着手することとなります。また、必要に応じて補助金の概算払い請求を行います。

10.提案書類の書き方について

様式第1号（第9条関係）

1

令和7年4月@日

令和7年度 魚津市「ともにつくるまち」促進事業提案書

魚津市長 村椿 晃 あて

2

団体所在地
団体名
代表者名
（担当者氏名）
（電話）

令和7年度 魚津市「ともにつくるまち」促進事業について、下記の通り関係書類を添えて応募します。

記

3

1 事業の名称

【

】

2 事業区分（いずれかに○をつけてください。）

・課題解決型事業 ・地域活性化型事業 ・連携型事業

3 添付書類

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 事業収支予算書（様式第3号）
- （3） 提案団体概要調書（様式第4号）
- （4） 定款、規約、会則等の写し
- （5） 団体の前年度の収支決算書及び団体の活動内容がわかるもの
- （6） 団体目的等についての誓約書（様式第5号）

備考

- （1） 提案書及び添付書類等は全てA4サイズ片面としてください。
- （2） 添付書類で提出できないものがある場合は、それに代わるものを添付してください。

1. 日付

この書類を、市へ提出した日を記載します

※書類の作成日ではありません。

応募期限は、令和7年4月30日(水)正午必着です。

応募期限最終日に持参しても内容に不備がある場合は受付けることができません。

日程に余裕をもって提出しましょう。

2. 団体所在地、団体名等

団体の所在地、団体名は、規約等に記載された団体の正式名称を記入してください。

3. 事業の名称

事業名を記入します。

事業名は実施したい事業内容を簡潔に表すもので、何をする事業なのかを他の人(特に選考委員)が想像できるものが良いと思われます。

【補足】

＜団体の定款、規約、会則等について＞

補助対象となる団体は原則として、その団体に関する定款、規約、会則等を定めていることが必要ですが、不明の場合は事前に、ご相談ください。

様式第2号（第9条関係）

事業計画書

事業の名称	@@@@@事業（様式第1号の「事業の名称」）	
事業の目的	(解決すべき課題等) 事業の目的を記載してください。 ※何のために実施するのかを分かりやすく	
事業の内容	対象	(どこで、だれに等)
	手法	(い)
	目標	(目)
協働して取り組むことの必要性	(団体や行政の特性から説明してください。) 団体が行うメリットや、市と協働して行うことで、より効果が上がる点などを記載してください。	

役割分担	(提案団体が果たす役割) 事業実施の際の、役割分担について記載してください。 例】 団体:イベントスタッフ等 市:広報紙や市 HP による告知																														
事業スケジュール	(準備期間、本実施期間、事業の評価等のスケジュール) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月</th> <th style="width: 40%;">内 容</th> <th style="width: 50%;">詳 細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 主なスケジュールについて記載してください。	月	内 容	詳 細																											
月	内 容	詳 細																													
目指す効果	(事業に取り組み、市民がどのような効果を受けるか。) この事業を行うことでどんな効果が見込めるのかを記載してください。																														
今後の展開	(事業終了後の事業展開) 今回の事業を実施した後、団体はどのような活動を展開していくのかを記載してください。																														

備考 協働しようとする関係課 (分かる範囲でご記入ください。)

課名： (@@@@課)

様式第3号（第9条関係）

事業収支予算書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
自主財源	150,000	団体活動費より
参加者負担金	15,000	500円×30人
補助金	150,000	
合 計	315,000	

【数字は記載例です】

対象となる経費等については、補助金
交付要綱をご確認ください。

【支出の部】

区 分	予 算 額	内 訳
消耗品	10,000	コピー用紙、事務用品等
会場使用料	30,000	
機材レンタル料	50,000	
チラシ印刷代	100,000	
保険料	10,000	行事保険料(障害保険)
謝礼	30,000	講演会講師謝礼
賃金	20,000	団体員以外のスタッフアルバイト代
(補助対象外経費)	15,000	参加者飲食用食材費
合 計	315,000	
補助対象経費	300,000	

備考

- (1) 収入が補助金だけであれば、対象事業となりませんのでご注意ください。
- (2) 当該事業期間中に購入等がなされ、かつ、経費支出がなされるものに限り
ます。
- (3) 賃金は、事業実施のために必要な人件費のみが対象であり、実施団体の構
成員の人件費は対象となりません。また、補助額の50%以内とします。
- (4) その他経費は、事業実施のために必要な経費で、事前に協議し、市長が特
に認めたものに限りです。
- (5) 収入合計及び支出合計は、同額となるようにしてください。

備考の(1)～(5)をよくご確認ください。

様式第4号（第9条関係）

提案団体概要調書

1 団体の名称及び設立時期

名 称 【 】
 設立年月 【 】 年 月 日 【 】

2 所在地

〒

3 連絡先（上記以外にある場合）

団体の規約等に基づいて記載してください。

4 代表者名

5 「ともにつくるまち」促進事業担当責任者

氏名

Tel

fax

email

6 団体の目的と活動概要

（1） 団体の目的・活動概要

（2） 正会員 人

7 これまでの主な活動実績（これまでに市や他の団体から助成及び委託を受けた場合等も記入）

過去5年間の主な実績で、市や他の行政機関から助成を受けて実施した事業等を記載してください。

8 構成員名簿（当該事業の運営に参加される方のみ記入）

No.	氏 名	住 所	備考（役職など）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

団体で作成した名簿があれば、「別紙に記載」としてもOKです。

備考 人数が多い場合は、別紙として添付してください。

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

団体目的等についての誓約書

団体名

代表者氏名

団体の誓約書です。

内容を確認の上、様式第 1 号と同様に、書類を提出する日と、団体の正式名称等を記載してください。

本団体は、下記のすべての事項に該当することを誓

記

- 1 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- 2 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- 4 当団体又は当団体の代表者が、規則附則第 2 項に規定する市税等を滞納していないこと。

事業に関するQ&A

Q 個人での応募は可能ですか？

A 個人は対象にしておりません。町内会、自治会又は魚津市内で社会貢献的活動を行っているボランティア団体、NPO法人、企業等の団体を対象としております。詳しくは「3. 応募資格」をご参照ください。

※イベント実行委員会等も対象となる場合がありますので事前にご確認ください。

Q 終了した事業に対しての助成は可能ですか？

A これから始める事業を対象としています。終了した事業への助成はできません。

Q 事業費が30万円未満でも申請は可能ですか。

A 可能です。補助額は上限が30万円です。

事業	補助率	限度額
課題解決型事業	2分の1	30万円
地域活性化型事業	2分の1	30万円
連携型事業	3分の2	30万円

例えば、課題解決事業で補助事業対象経費の合計が26万円であれば、
1/2の13万円が補助されます。

Q 既に市や県から補助金を受けている事業も申請できますか？

A 既に公的な補助金を受けている事業については対象となりません。

Q 過去に活動を開始した事業で、現在も継続している事業は対象となりますか？

A 事業内容を拡充する場合は対象となる場合があります。

ただし内容によりますので事前にご相談ください。

Q 自己資金がないので補助金だけで事業を実施することも可能ですか？

A 対象とはなりません。また、補助額は総事業費の1/2～2/3ですので、自己資金や寄付金等の自主財源が必要となります。

Q 考えている事業が、補助対象となるのかわからない。

A 事前に、市役所地域協働課へご相談ください。工夫次第で対象となる事業でも応募締切に間に合わなくなってしまう場合もありますので、早めのご相談をおすすめします。

Q 応募書類の書き方がわからない。

A 不明な点があれば、助言します。